

基監発第0423006号
平成19年4月23日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

平成19年度過重労働による健康障害防止のための自主的改善事業について

過重労働防止対策については、平成17年度における脳・心臓疾患に係る労災請求・認定件数が過去最高となるなど、過重労働による健康障害が依然多数発生しているとみられる状況にあり、その防止のためには、事業場において自主的に労働時間管理や健康確保対策についての取組を進めることが重要であるが、中小規模事業場については、過重労働防止対策に必要な安全衛生管理等について十分なノウハウがなく、その取組が遅れがちであるとの問題がみられるところである。

このため、過重労働のおそれのある中小規模事業場の自主的な取組を促進するために、今般、委託事業として、過重労働による健康障害防止のための自主的改善事業を別添のとおり実施することとしたところであるので了知されたい。

また、平成19年度については、本委託事業に係る企画競争入札を行った結果、中央労働災害防止協会が落札し、同団体に委託することとしたので、下記に留意されたい。

記

- 1 本事業の対象とする中小事業主は、常時使用する労働者数が300人以下の事業場としていること。
- 2 本事業は、中央労働災害防止協会が受託したものであるが、中小事業主に対する指導・援助については、同協会の都道府県支部において実施するものであること。
- 3 同協会が中小事業主集団を選定した場合には、集団の所在する所轄の都道府県労働局に対して、集団名及び集団を構成する事業場名が報告されることとなっていること。

「過重労働による健康障害防止のための自主的改善事業」の概要

- (1) 総労働時間の長い業種・企業系列等に対する指導・援助
 - ア 総労働時間の長い業種・企業系列等の中から過重労働の防止について自主的改善に取り組む中小事業主集団（全国61集団、1集団概ね30事業場）を選定する。
 - イ 選定した集団ごとに、当該集団及び集団を構成する事業主に対して過重労働防止対策をアドバイスする指導員を配置し、同指導員による過重労働防止のための労働時間の適正な管理や医師による面接指導を中心とした指導・援助を行う。
 - ウ 指導員は、労働者の健康確保のための事業場指導又は当該事務の担当の経験を有している者を配置する。
- (2) 中央本部の設置
指導員に対する研修の実施、最新の情報提供及び実地指導を行うため、中央本部を設置する。
- (3) 指導マニュアルの作成
指導員が業務を行う上で参考となる指導マニュアルの作成を行う。